

2023 年 8 月 23 日
日本共産党日野市議団

可燃ごみ処理施設における高濃度水銀排出に関する申し入れ

本年 6 月 4, 5 日ならびに 7 月 18 日、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、排ガス中の水銀濃度が組合の定める公害防止基準値 ($50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) を超える事態が発生しました。

組合は水銀の可燃ごみへの混入について、クリーンセンターだより第 45 号 (8 月 17 日付) において施設周辺住民に告知し、事業者への指導といった対応を行っていますが、これではまったく不十分です。

組合は、施設操業開始にあたり「排ガスに含まれる有害物質濃度は、全国トップレベルの厳しい基準値をクリアしています」「施設を常時最高の状態を保つために、運転・管理・メンテナンスを実施してまいります」と、周辺住民や三市の市民に説明してきました。

しかし、令和 2 年 4 月の本格稼働開始後、これまでに 6 回もの「基準値超え」の事態が発生しているのですから、組合は、極めて深刻な事態だと受け止め、抜本的な再発防止策を速やかにとることが求められます。

水銀は、大気中の移動や環境にもたらされた場合の残留性が、生物ならびに人の健康に重大な悪影響を及ぼす物質です。日本において発生した「水俣病」の深刻な被害を教訓とし、水銀の環境への排出を削減・廃絶する「水銀に関する水俣条約」が 2017 年に発効しました。

水銀の排出規制値は、現在、新設の施設については、 $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ と義務づけられています。ところが、浅川清流環境組合の公害防止基準値については「全国トップレベルの厳しい基準値」と言いながら、既存施設に適用される $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ となっています。また、焼却炉の運転停止、立ち下げについては、定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合、並びに自動測定機で異常な数値が検出された 24 時間後の数値 (1 時間平均値) が、公害防止基準値を超過する場合、となっています。

組合の定めるこの運転停止方針で、なぜ「環境汚染や健康被害を生じない」と明言することができるのか、という点については、これまで明確な答えが得られていません。

東京 23 区清掃一部事務組合では、水銀による焼却炉停止の判断の基準として自己規制値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を定め、これを超過した場合、速やかな焼却炉の停止を徹底しています。

以上のことから次の点を申し入れいたします。

1. 水銀濃度が公害防止基準値を超えた場合、速やかに焼却炉の停止を行うとともに、住民説明会を開催すること。
2. 水銀濃度が公害防止基準値を超えた場合、原因を徹底的に究明し、広く三市民に明らかにすること。
3. 可燃ごみ処理施設の煙突から排出される排ガス濃度の測定値を表示する「公害防止情報表示盤」を、三市役所庁舎内等に設置し、三市民が測定値を常時認識できるようにすること。
4. 水銀を含むごみを混入させないための分別徹底の周知活動を、あらゆる手段を駆使して行うこと。